

(仮称) 新居浜市子ども・子育て支援事業計画

(平成27～31年度)

計画素案のたたき台

平成27年3月

新居浜市

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画（素案）】構成

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画対象

第2章 子ども・子育ての現状と課題

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 新居浜市における子育ての取り組み
- 3 ニーズ調査結果の概要
 - (1) 調査目的
 - (2) 調査設計
 - (3) 回収結果
 - (4) 主な調査結果
- 4 新居浜市の現状分析と課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画体系図
- 2 基本理念

子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち

2 基本方針

第4章 子ども・子育て支援事業の基本施策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期における教育・保育の提供
 - (1) 認定区分と提供施設
 - (2) 幼児期における教育・保育の見込み量と確保方策
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

第5章 第4章の事業計画

- 1 基本方針及び基本施策の取り組み
- 2 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理

■ 資料編

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の子ども・子育て関連3法を整備しました。このことにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。新制度においては、基礎自治体である市町村が子ども・子育て支援のための給付や事業の実施主体となって子ども・子育て支援事業計画を策定し、確実な支援策を講じることとなります。

本市におきましては、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う家庭における子育て力の低下や地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。さらに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととなりました。

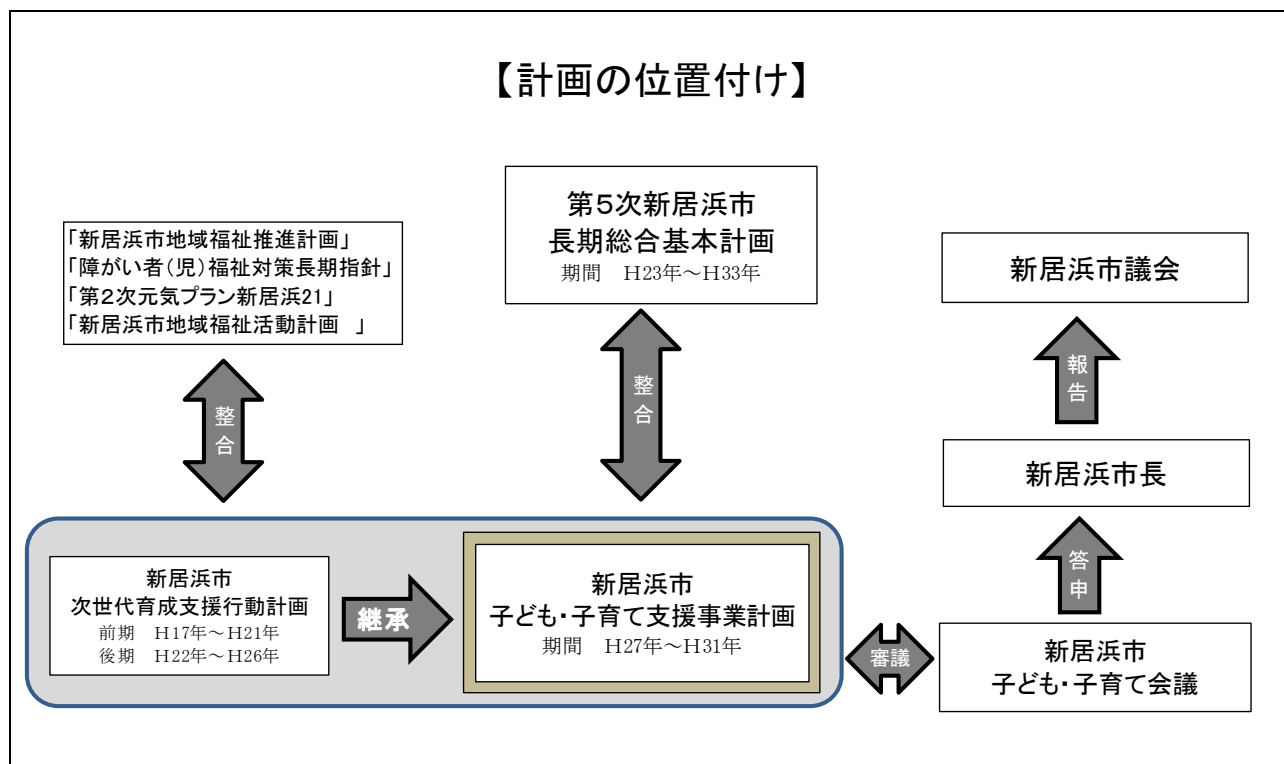
今回の新制度は、子ども・子育て支援に係る課題や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

本市といたしましても、新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの取り組みを分析・評価のうえ、新居浜市子ども・子育て会議において、子育てに関するアンケート調査結果により把握したニーズ量などを踏まえた審議を行い、平成27年度から5か年を計画期間とする「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

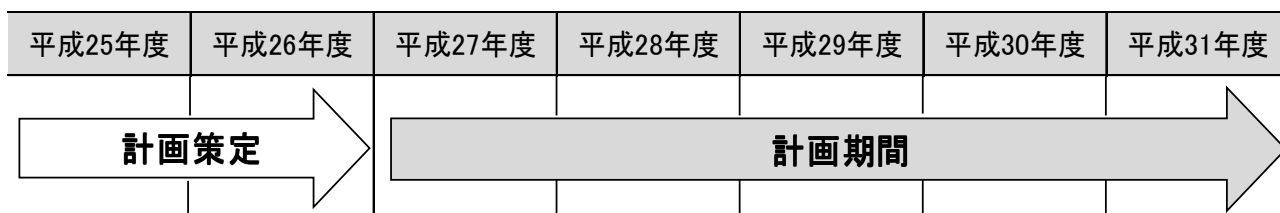
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

本市の最上位計画である第五次新居浜市長期総合計画を上位計画とし、個別計画「新居浜市地域福祉推進計画」「障がい者（児）福祉対策長期指針」「第2次元気プラン新居浜21」をはじめ、他の計画などとの整合性を図るものとします。子ども子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 計画期間

▼ 平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とします。



※中間年(平成29年度)を目安に計画の見直しを実施する。

4 計画対象

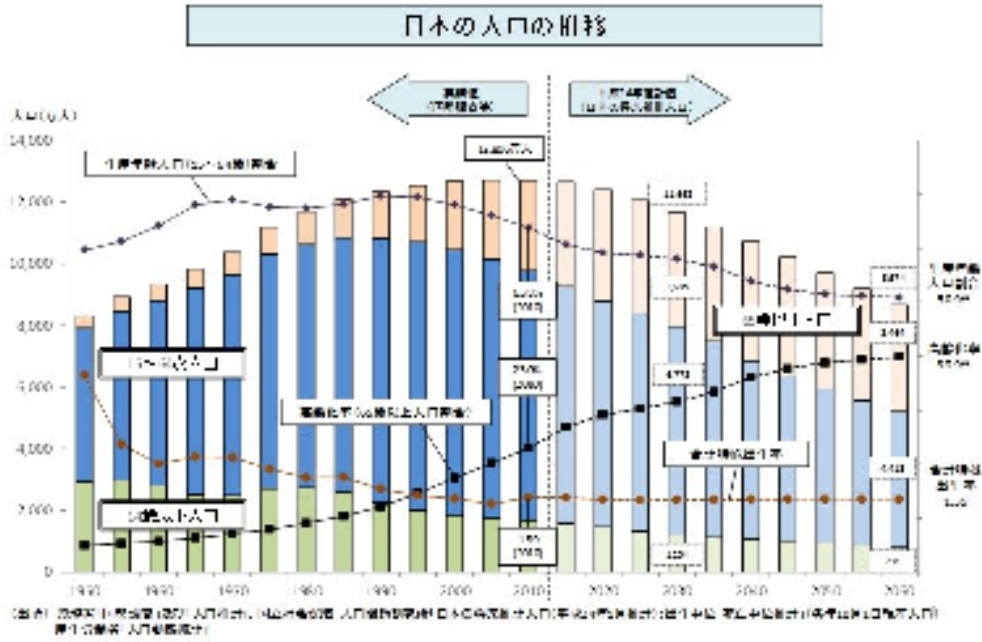
新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）と同様に、すべての子どもと子どもを育成しようとする家庭、市民、事業者、行政等、すべての個人及び団体を対象とします。

子ども・子育て支援法における「子ども」とは、概ね18歳未満とされていますが、本市が策定する事業計画の対象は、概ね就学前児童（0～5歳）とします。

第2章 子ども子育ての現状と課題

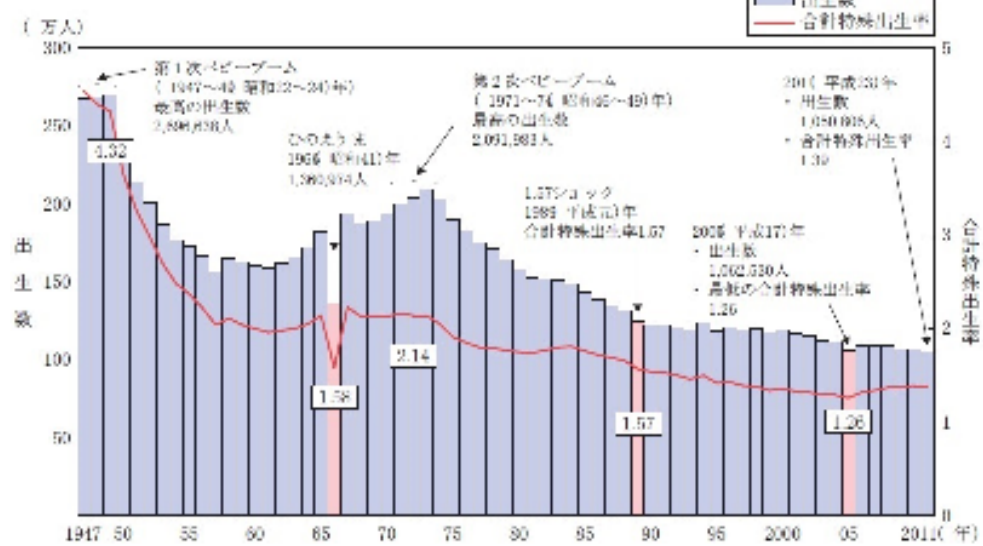
1 子どもをめぐる状況

▼日本の人口推移



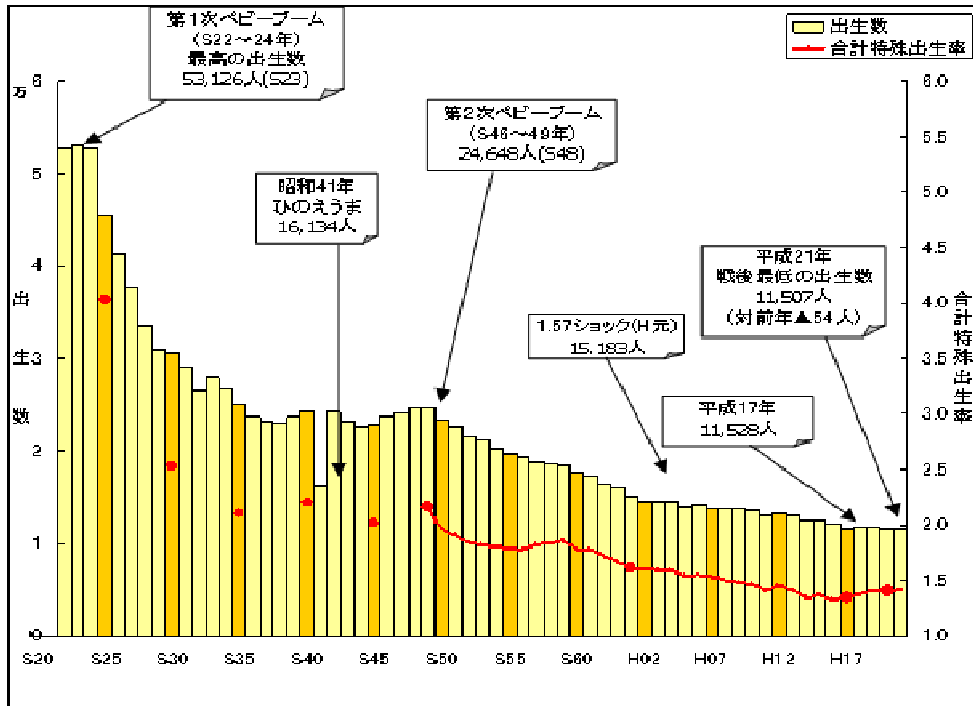
出所：「国勢調査」&「人口動態統計」

▼国の少子化経緯



資料：内閣府資料

▼ 県の少子化経緯



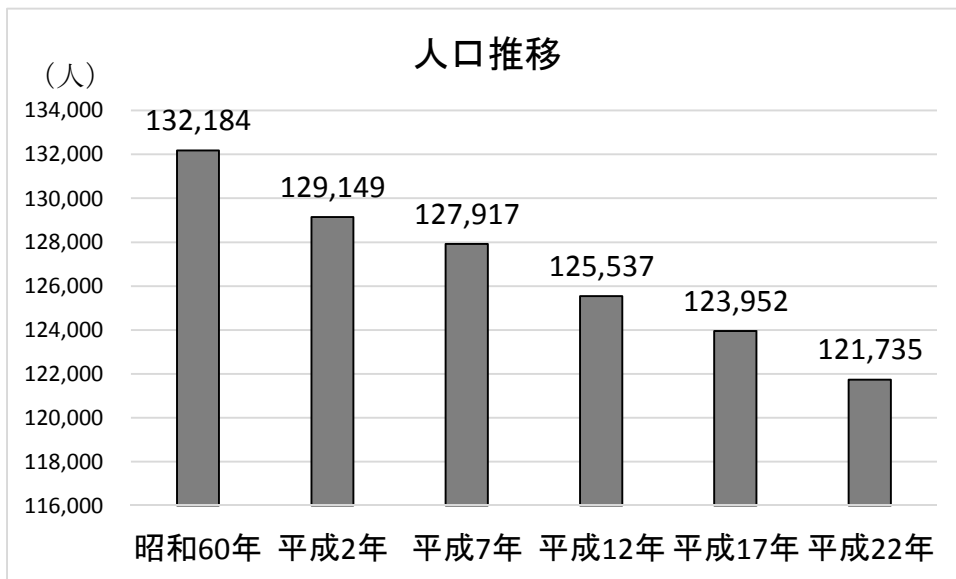
出所：「国勢調査」 & 「人口動態統計」

▼ 新居浜市の人口推移、人口構成

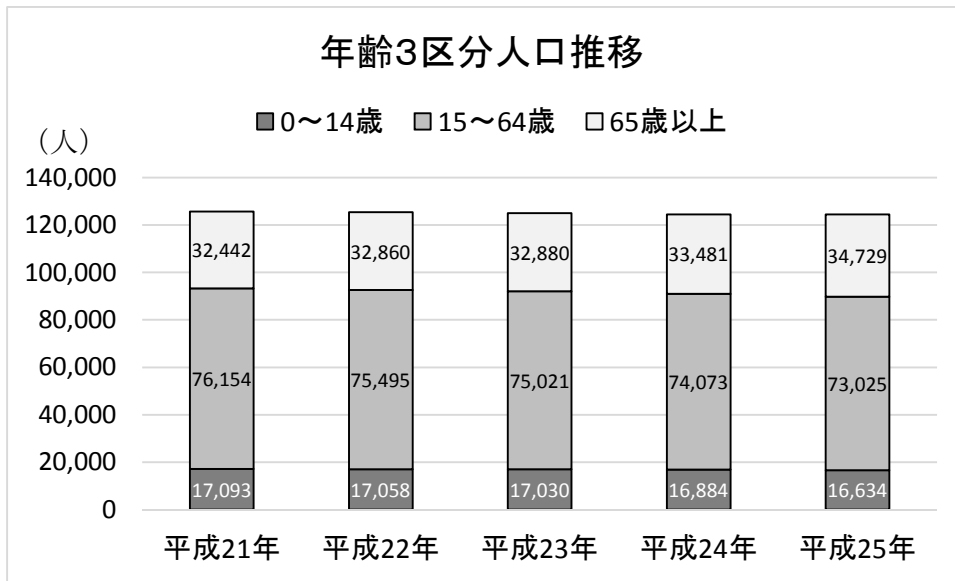
新居浜市の人口は、昭和60年の132,184人、184人をピークに出生率の低下などにより減少傾向が続いており、平成22年時点では121,735人となり、昭和60年と比較すると10,449人減少しています。

また、年齢区分で見ると、年少人口（0～14歳）は、平成21年には総人口の13.6%の17,093人でしたが、平成25年には総人口の13.4%の16,634人と減少する一方、65歳以上の老年人口は、平成21年には総人口の25.8%の32,442人でしたが、平成25年度時点の老年人口は27.9%の34,729人と増加しています。

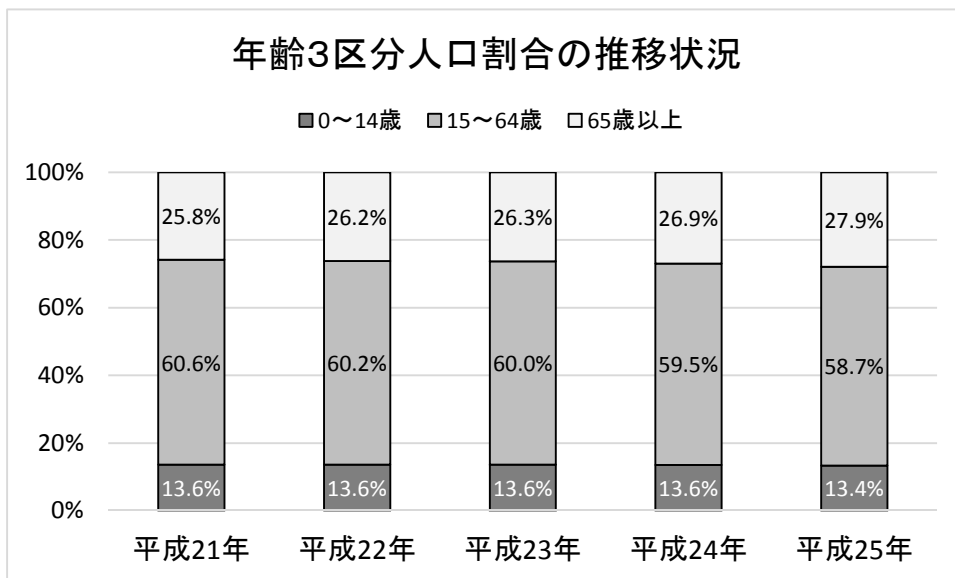
今後もこの傾向は続くと考えられ、新居浜市の少子高齢化はさらに進むものと推測されます。



資料：国税調査



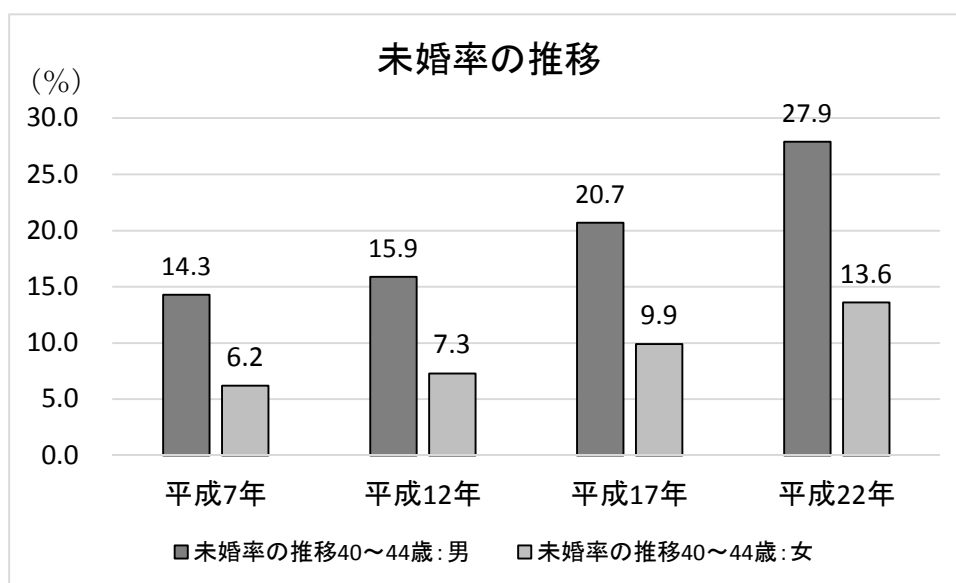
出店：住民基本台帳



出店：住民基本台帳

▼ 未婚率

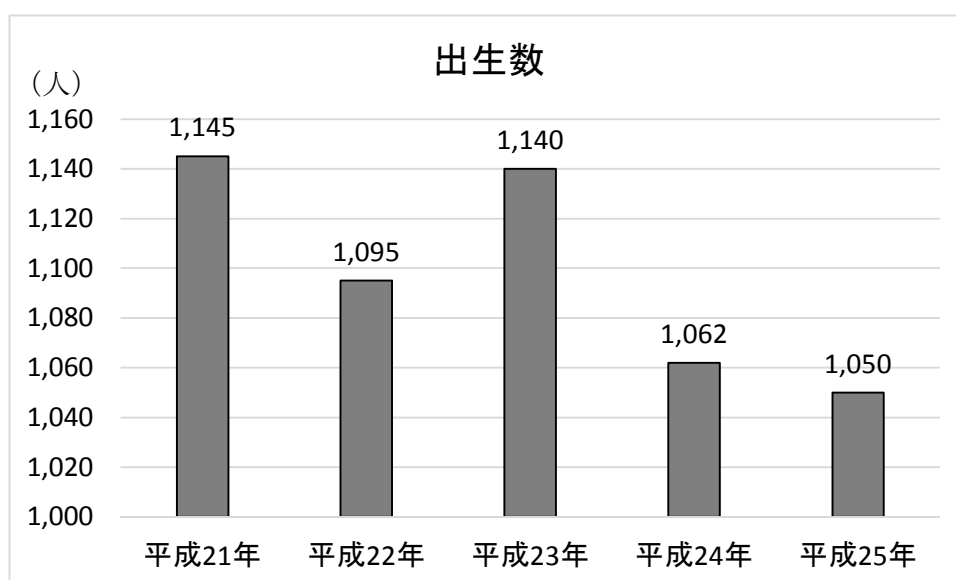
新居浜市の40～44歳での推移をみると、男性の約4人に1人、女性の約8人に1人が未婚です。



資料：国税調査

▼ 出生数、合計特殊出生率

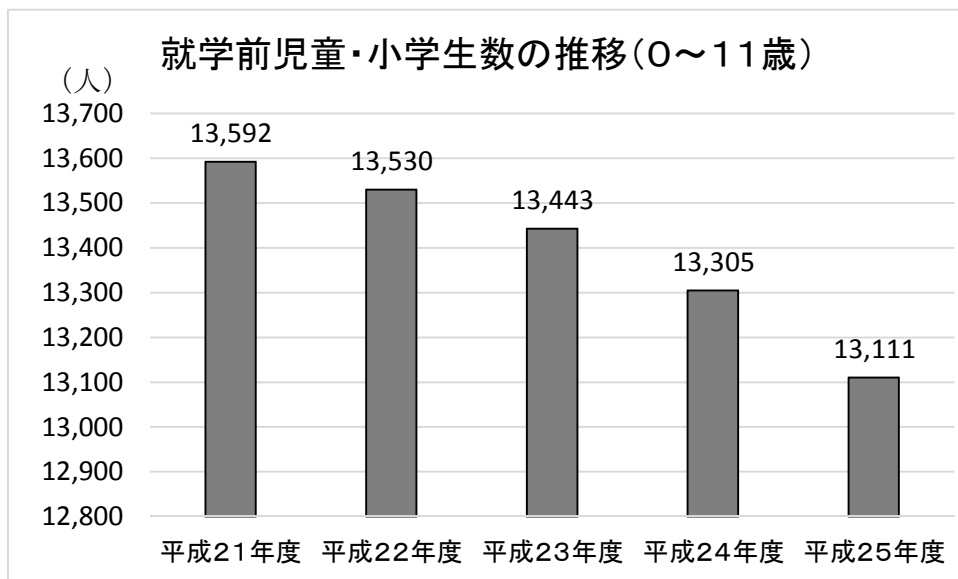
出生数は平成23年に1度回復しましたが、翌年以降は減少傾向が続いています。合計特殊出生率は、平成20年から平成24年の集計値（出典・引用：厚生労働統計一覧 人口動態統計特殊報告）によると、新居浜市は県内で一番高い1.80にまで回復していますが、出産数の母数となる出産年齢人口の減少が進み、出生数が死亡数を下回る自然減数は増加しています。



出店：住民基本台帳

▼ 就学前児童・小学生数の推移（0～11歳）

減少数は年々加速しており、この5年間の推移をみますと、▲62名→▲87名→▲138名→▲194名となっています

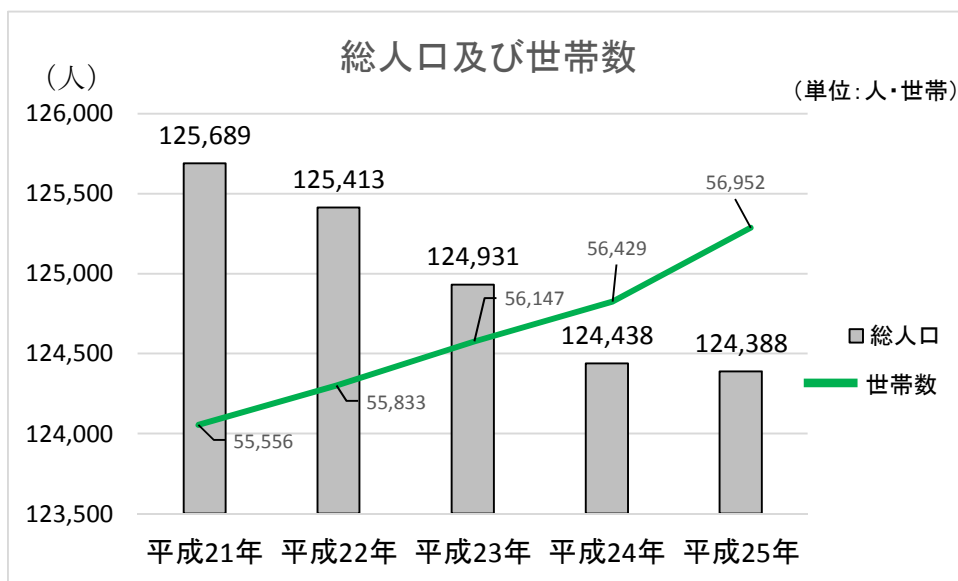


出店：住民基本台帳

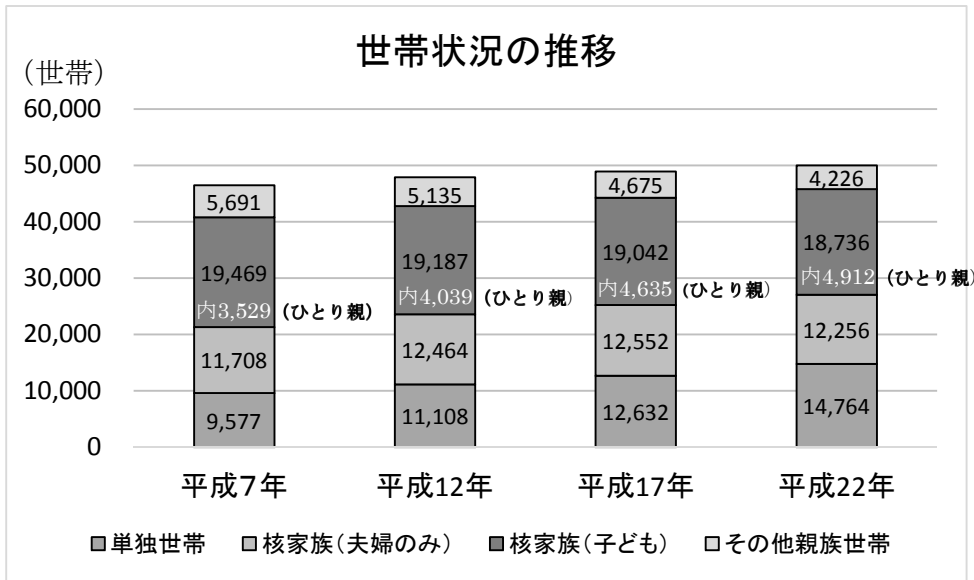
▼ 新居浜市の世帯の状況

新居浜市の人口は減少していますが、単独世帯は増加し、逆にその他親族世帯（世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯、3世代同居等）が減少することにより、世帯数は年々増加傾向にあります。

さらに、子どものいる核家族世帯では、ひとり親の割合が年々上がっており、平成22年でみますと、約4人に1人がひとり親となっています。



出店：住民基本台帳

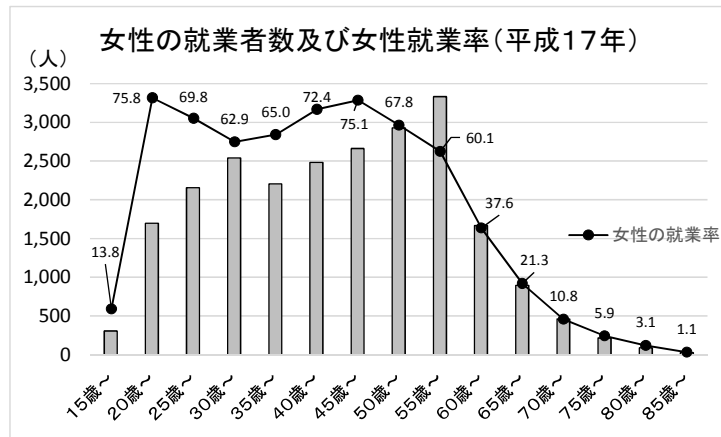


資料：国税調査

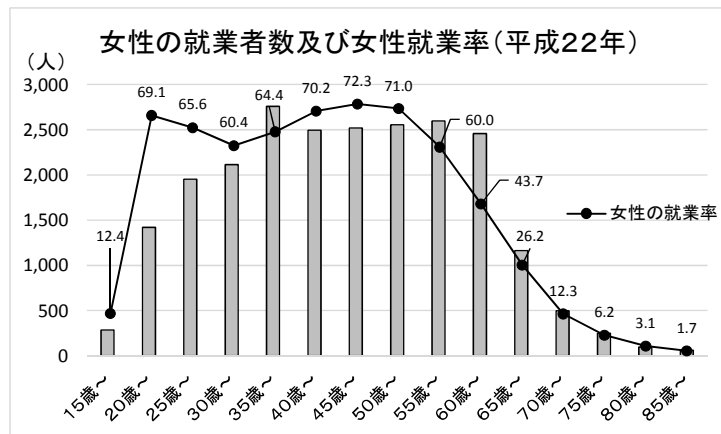
▼女性の就労状況

女性の就労状況を見ると、60歳代での就労割合が大幅に増加しています。平成17年では60歳～64歳での就労割合が37.6%に対し、平成22年では43.7%まで増加しています。40歳代から65歳までの就労人数がほぼ同数の2,500人前後で推移しています。

20歳代に結婚・子育て等の理由から離職者が多くなる「M字カーブ」の状況は平成17年時点でも、前回（平成12年）調査時より浅くなっていましたが、今回さらに20歳代と30歳代での最大差、前回は12.9%だったのに対し、平成22年ではその差が8.7%とさらに浅くなってきています。



資料：国税調査



資料：国税調査

2 新居浜市における子育ての取り組み

本市では、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、包括的な子育て支援施策に取り組むため、平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。

その後、前期計画の期間が終了し、社会情勢等の変化に対応するため、「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次に掲げる5つの基本目標に沿ってこれまで施策を展開してきました。

- 1 健康診査や食育等による親子の健康支援
- 2 学校教育・学校保健等による子どもの育成支援
- 3 各種保育サービスや財政援助等による家庭支援
- 4 各種事業の実施等による地域における子育て支援
- 5 生活環境の整備や児童虐待防止対策等による安全な環境づくり

▼後期計画における数値目標【平成25年度実績】

(1月末現在)

事業内容		単位	平成25年度	平成26年度
間平 保日 育昼	通常保育事業(3歳児未満)	人	1,086	1,070
	通常保育事業(3歳以上児)	人	1,751	1,651
夜間 帯保 育	延長保育事業	人	154	132
		か所	16	16
	夜間保育事業	人	0	10
		か所	0	1
	トワイライトステイ事業	人	0	2
		か所	1	1
休日保育事業	人	25	10	
	か所	1	1	
乳幼児健康支援デイサービス事業	延人数	135	1,000	
	か所	1	1	
放課後児童健全育成事業	人	885	1,130	
	か所	23	23	
放課後子ども教室	人	6,405	6,359	
	か所	10	7	
一時預かり事業	延利用者数	人	2,708	6,750
	保育所型	か所	2	2
地域子育て支援拠点事業		か所	4	7
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1
ショートステイ事業		か所	2	2

※計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『新居浜市次世代育成支援行動計画』に掲載しています。

http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/detail.php?lif_id=7613

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査目的

「子ども・子育て支援新制度」の導入にあたって、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっている。そこで、本市における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した。

(2) 調査設計

- ① 調査対象 平成 25 年 10 月 1 日現在、市内に在住する就学前児童（0～5 歳）
- ② 抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録原票による無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送による配布及び郵送による回収
- ④ 調査期間 平成 25 年 10 月 22 日～平成 25 年 11 月 15 日

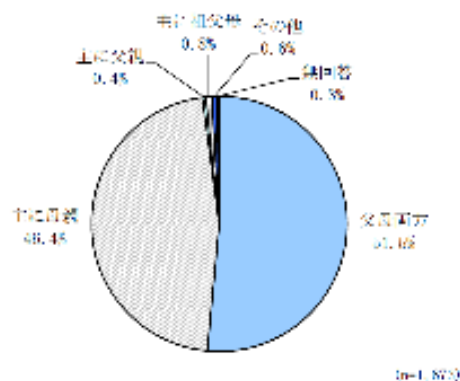
(3) 回収結果

調査対象	標本数（発送数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,500	1,673	66.9%

(4) 主な調査結果

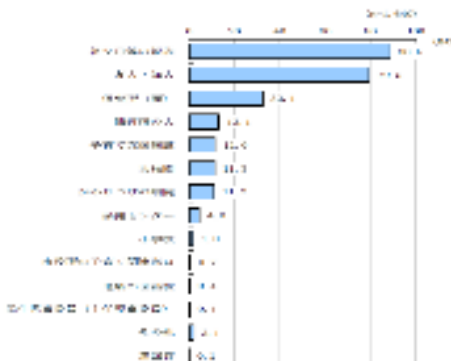
■子育てを主に主に行っている人について

児童の子育てを主に主に行っている人は、「父母両方」が 51.5% で最も割合が高く、次いで「主に母親」46.4% となっている。



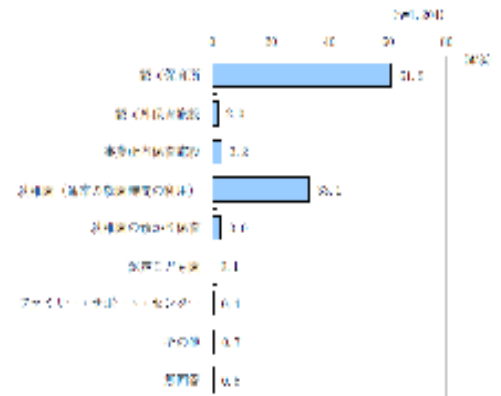
■日頃お子様の子育てに（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手について

子育てをする上で、気軽に相談できる相手は、「祖父母等の親族」が 88.6% と最も割合が高く、次いで「友人・知人」79.5%、「保育所（園）」32.4% となっている。



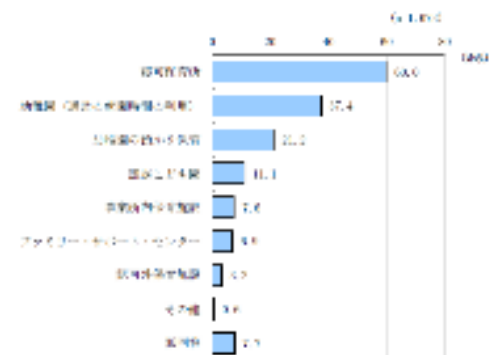
■平日利用している教育・保育の事業について

幼稚園や保育所などの利用状況は、「認可保育所」が61.2%で最も割合が高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」33.1%、「事業所内保育施設」3.2%になっている。



■今後「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業について

平日に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が60.0%で最も割合が高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」37.4%、「幼稚園の預かり保育」21.2%となっている。



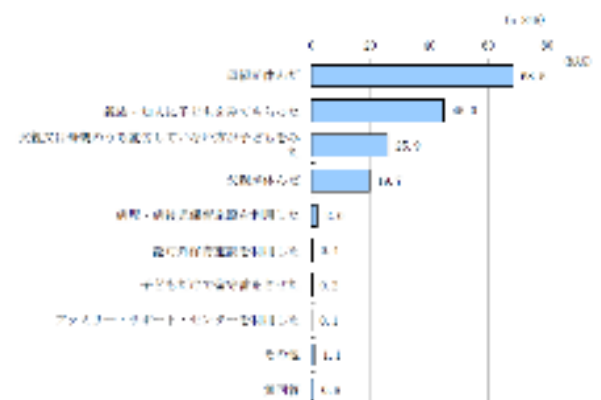
■長期の休み期間中、週に数日保育事業を利用したい理由について

週に数日利用したい理由は、「子ども同士で遊ばせる機会を作るため」が69.0%で割合が高く、次いで「毎日決まって済ませられない用事をまとめて済ませる必要があるため」31.0%、「息抜きをするため」30.5%となっている。



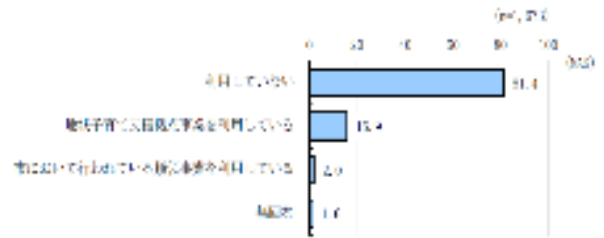
■子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法について

病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法は、「母親が休んだ」が68.5%で最も割合が高く、次いで「親族、知人に子どもをみてもらった」45.0%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」25.9%となっている。



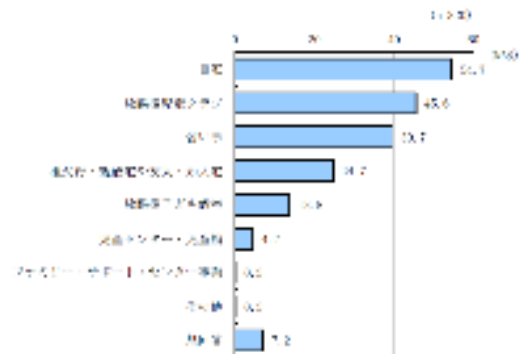
■地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況では「利用していない」が81.4%、「地域子育て支援拠点事業を利用している」が15.9%、「市において行われている類似事業を利用している」2.0%となっている。



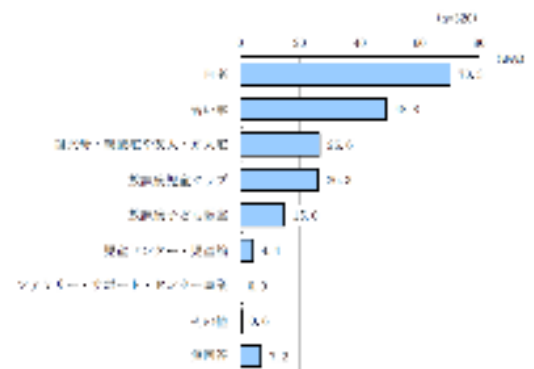
■小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（低学年）

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年は「自宅」が54.7%と最も割合が高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」45.6%、「習い事」39.7%となっている。



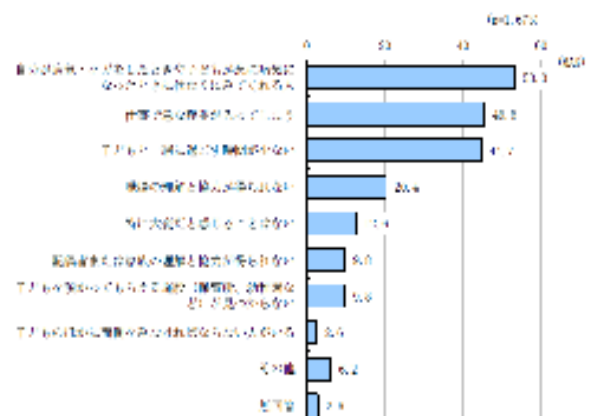
■小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（高学年）

高学年は「自宅」が70.3%と最も割合が高く、次いで「習い事」48.8%、「祖父母、親戚宅や友人、知人宅」26.6%となっている。



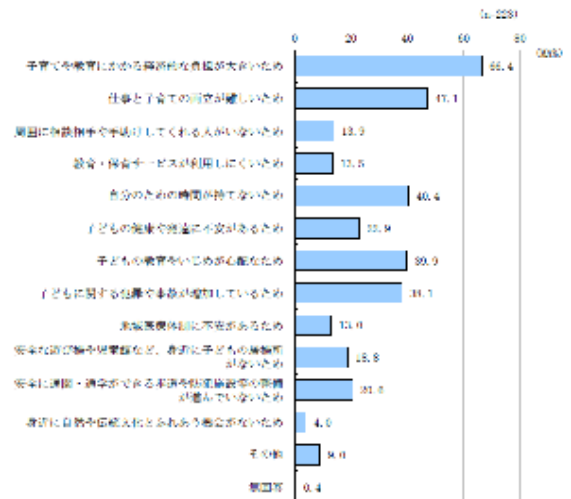
■仕事と子育ての両立で大変だと感じることについて

仕事と子育ての両立については、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに見てくれる人」が53.3%で最も割合が高く、次いで「仕事で急な残業が入ってしまう」45.5%、「子どもと一緒に過ごす時間が少ない」44.7%となっている。



■子育ての不安や負担について

子育てについて不安や負担を感じている理由は、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」が66.4%で最も割合が高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」47.1%、「自分のための時間が持てないため」40.4%、「子どもの健康や安全に不安があるため」39.9%となっている。



■一番望む子育て支援について

一番望む子育て支援策は、「保育料（幼稚園を含む）の減免」が45.8%で最も割合が高く、次いで「児童手当の増額など経済的な支援の充実」18.2%、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」8.4%となっている。



4 新居浜市の現状分析と課題

① 家庭の状況

- ・子どものいる世帯での核家族の割合は年々増加し、平成22年では81.6%と約5件に4件の割合で親族と同居していない核家族となっている。
- ・子どものいる世帯でのひとり親の割合は年々増加し、平成22年では21.3%と約5件に1件の割合となっている。
- ・就学前の子どもの保護者の場合、パート・アルバイトで働いている母親の30%以上はフルタイムでの就労を希望している。
- ・子育ての主体者が父母両方で51.5%となっており、約半数の家庭において父親が子育てに参画している。
- ・日曜日または祝日の教育・保育事業の利用を希望しない人の割合は、5年前は74%だったが、今回の調査では81.4%と増加している。



- 核家族の進展やひとり親家庭の増加により、子育て支援の充実や地域ぐるみによる対応が求められている。
- 就労を希望する母親（特にフルタイム）が、安心して働きながら子育てのできる環境を整える必要がある。
- 男女が協力して子育てできる環境整備が望まれている。
- 子育てをはじめ、家庭生活と仕事の調和を図る必要がある。

② 仕事と子育ての両立

- ・就学前の母親の就労状況は、5年前の調査ではフルタイムが27.5%に対し、今回の調査では24.0%とやや減少している。パート・アルバイトも5年前の調査では30.0%に対し、今回の調査では26.1%と減少している。逆に、以前は就労していたが現在はしていない人の割合は、5年前の調査では30.2%に対し、今回の調査では38.7%と増加している。
- ・仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに見てくれる人がいない」が53.3%と最も高くなっている。
- ・子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できないことがあった人の割合は70.4%であり、その際の対処方法は「母親が休んだ」が68.5%と最も高くなっている。
- ・母親のフルタイム就労者の育休・産休中の割合が、5年前が3%だったのに対し、今回の調査では6%と増加している。
- ・母親が育児休業を取得しなかった理由は「制度がなかった、とりにくい雰囲気があった、知らなかった」が約4割を占めている。
- ・短時間勤務制度を利用しなかった理由では「職場にとりにくい雰囲気があった」が45.1%と最も高く、「配偶者または家族の理解と協力が得られない」「子どもを預かってもらえる施設が見つからない」も上位の理由に挙げられている。



○女性の自己実現を図るためには、子育てしながら安心して働ける職場環境を整える必要がある。

○仕事と子育ての両立支援とともに、安心して子育てと仕事が両立できるように、小児医療や病児・病後保育の充実が望まれている。

③ 一時預かり事業

・「不定期に一時預かり等を利用している」は約12%に対し、「今後利用したい」は、27.5%と高くなっている。



○一時預かりの要望は今後ますます増加傾向が予想されることから、受け入れ態勢の確保と充実を図る必要がある。

④ 一番望む子育て支援策

・一番望む子育て支援策は、保育料減免が45.8%と最も高く、順に児童手当の増額、医療費支援の拡大と、上位3つはすべて経済的な支援が占めており、次いで職場環境の整備・充実となっている。



○保育料の減免を含め、幅広い財政支援が望まれている。

○特に、ひとり親家庭に対するニーズを明確にした上で、子育て支援と職場環境の整備を図ることが必要である。

⑤ 教育・保育事業の状況

・幼稚園や保育所などの利用状況を見ると、幼稚園（通常時間）の利用が、5年前の調査では19.2%に対し、今回の調査では33.1%と増加している。
・幼稚園の預かり保育利用状況は3.0%に対し、利用希望は21.2%と非常に高くなっている。



○保育ニーズとともに、幼児期における教育への希望が高まっている。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

- ・地域子育て支援事業の利用状況を見ると、5年前の調査では4%の利用状況に対し、今回の調査では15.9%と増加している。さらに、これまで利用したことはないが、今後利用したいと回答した人の割合は22.6%となっている。



- 地域子育て支援拠点事業の利用については、今後ますます増加傾向が予想されることから、受け入れ態勢の確保と充実を図るとともに、さらなる利用促進が必要である。

⑦ 子育てに対する不安感や負担感

- ・理想であると思われる子どもの人数は「3人」が50.6%と最も高いが、現実には2人以下という状況である。その理由として「経済的負担が大きい」とした人が66.4%となり、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が47.1%となっている。
- ・子育ての負担感では「自分の時間がもてない」が5年前の調査では27%だったものが、40%と大きく増加している。



- 出生率を上げるためにも、子育てに対する不安感や負担感を取り除くためのサポート体制が必要である。

- 価値観が多様化している中でも、「自分の時間や子育ての負担感」以上の、子育ての喜びや生きがいを感じる機会をつくり出すことが必要である。

⑧ 子育て全般

- ・子育てに強い不安や負担を感じている人の割合は、13.3%となっている。
- ・子育てに喜びや楽しみを感じている人の割合は、66.6%となっている。そのうちフルタイムの母親では68.1%が喜びを感じているのに対し、就労したことがない親では58%の人しか感じる事ができていない。



- 子育てに強い不安や負担を感じている13.3%の人が孤立しないための、相談窓口やサポート体制の充実が求められている。

- 親自身が自己肯定感を持ち、しっかりと子どもと向き合い、子育ての喜びを感じつつ「子育て力」を高める取り組みが必要である。

■ 新居浜市の課題

(1) 市全体で取り組むべき少子化の歯止め

- ①自由さや気楽さを失いたくないため、未婚のケースが増えていること。
- ②子育てに対して不安や負担（経済的・精神的）を感じていること。
- ③核家族及びひとり親家庭が増加していること。
- ④理想の子どもの人数と実態との間に乖離が生じていること。

(2) 家庭における子育て力の向上

- ①家庭環境や家族の変化により、家庭での「子育て力」が低下していること。
- ②家庭にとって、地域や関係機関等からの支援を受けやすい環境を整備すること。
- ③保護者からの要望が多様化していること。

(3) 幼児期における多様な教育・保育・子育て支援態勢の整備・充実

- ①幼児期の教育に対する希望が増加していること。
- ②一時預かり事業（幼稚園の預かり保育を含む）、地域子育て支援事業、病児・病後児保育事業に対する希望が増加していること。
- ③一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行うための、加配職員の配置及び職員の資質向上を図ること。
- ④発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知、家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして支援体制整備を行うこと。

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

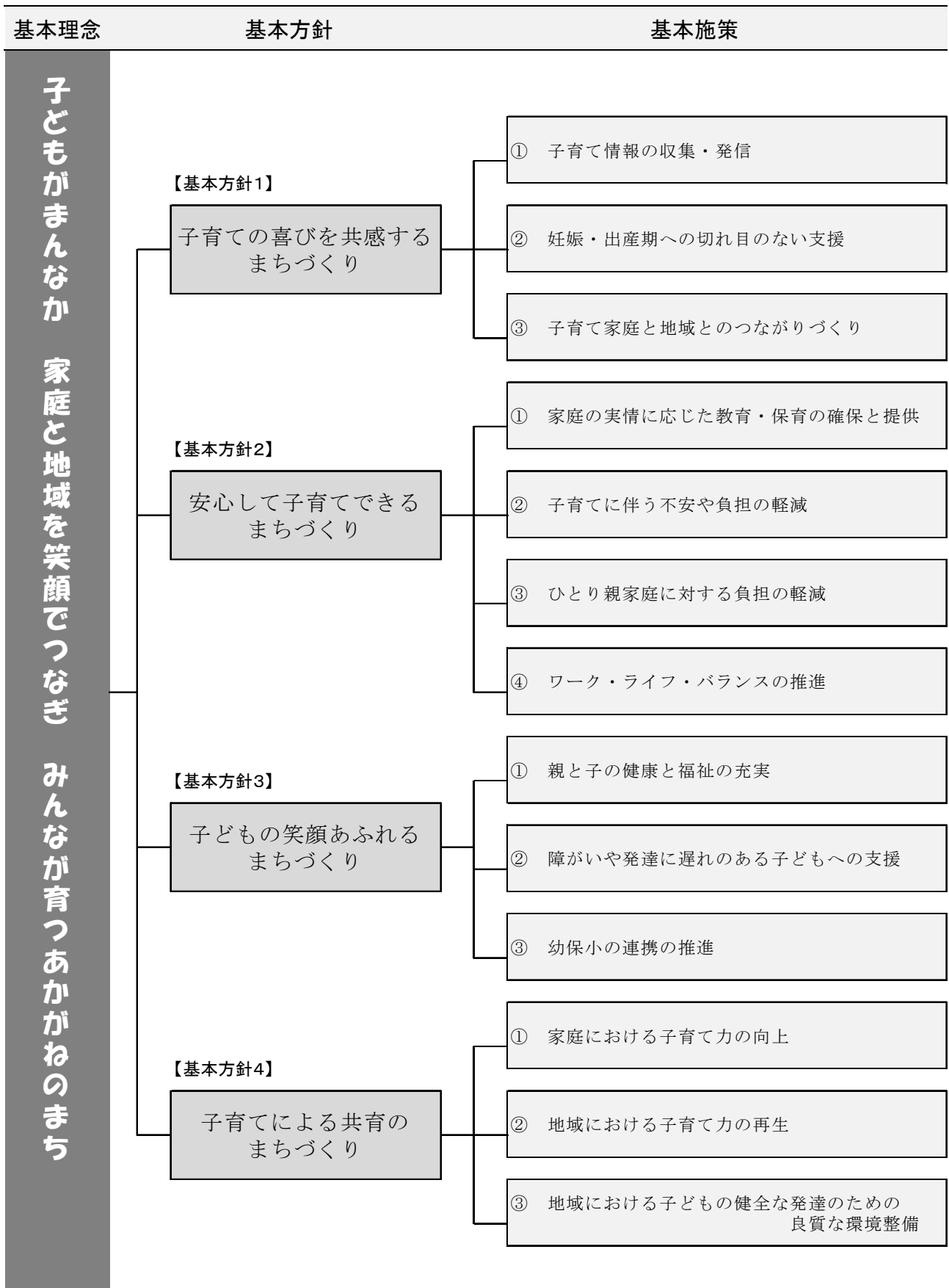
- ①仕事と子育ての両立支援が大変だと感じている人の割合が増えていること。
- ②子育てに対する職場の理解と協力が得られていないと感じている人が多いこと。
- ③次世代育成支援対策推進法が延長され、ワーク・ライフ・バランスのより一層の取組を推進すること。

(5) 子育てを通じた地域の活性化

- ①住み慣れた地域において、幼児期における子どもが健やかに育つ環境を整備すること。
- ②すべての家庭が子育ての喜び・楽しみや生きがいを感じつつ、地域の方々の理解・協力を得ながら、地域とのつながりを持つことにより、子育てを通じた地域コミュニティ再生の推進力を高めること。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画体系図



1 子育ての喜びを共感するまちづくり

① 子育て情報の収集・発言		
No.1	子育て支援に関する情報の提供	
No.2	子育て支援に関する窓口の一元化	
No.3	両親学級・育児学級の開催	
No.4	妊婦・乳幼児期における食育の情報提供	
No.5	子育て支援相談体制の充実	☆

② 妊娠・出産期への切れ目のない支援		
No.6	母子健康手帳の交付	
No.7	乳児家庭全戸訪問事業の実施	
No.8	子育てネットワーク事業の実施	☆

③ 子育て家庭と地域とのつながりづくり		
No.9	子育てサロン事業の実施	
No.10	地域ボランティアによる見守り活動の推進	
No.11	子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援	
No.12	エンゼルヘルパー事業の推進	☆
No.13	校区别子ども・子育て会議の設置	☆

2 安心して子育てできるまちづくり

① 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供		
No.14	教育・保育の量的確保と質的向上	
No.15	預かり保育・延長保育事業の実施	
No.16	一時預かり事業の充実	
No.17	休日保育事業の実施	
No.18	認定こども園等の整備	☆
No.19	地域子育て支援拠点の充実	☆
No.20	保育士人材バンクの活用	☆

② 子育てに伴う不安や負担の軽減		
No.21	家庭児童相談の充実	
No.22	乳幼児相談の充実	
No.23	ほっとコーナーの実施	
No.24	地域子育て支援拠点事業の拡充	
No.25	ファミリー・サポート・センター事業の充実	
No.26	放課後児童健全育成事業の充実	
No.27	子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施	
No.28	夜間養護等（トワイライト）事業の実施	

No.29	乳幼児健康支援サービス事業の充実	
No.30	休日夜間急患センターの運営	
No.31	在宅当番医制の運営	
No.32	障がい児タイムケア事業の実施	
No.33	日中短期入所事業の実施	
No.34	障がい児家庭への各種手当の支給	
No.35	自立支援給付事業の実施	
No.36	児童手当の支給	
No.37	就学前医療費の助成	
No.38	幼稚園就園奨励補助金の給付	
No.39	特定不妊治療費の助成	
No.40	保育料等利用者負担の見直し ☆	
No.41	三世同居または家庭内保育世帯に対する支援 ☆	
No.42	ファミリー・サポート・センター事業の充実 ☆	
No.43	放課後児童健全育成事業の充実 ☆	
No.44	乳幼児健康支援サービス事業の充実 ☆	
No.45	子育て用品リユース・リース事業の推進 ☆	

③ ひとり親家庭に対する負担の軽減		
No.46	児童扶養手当の支給	
No.47	母子家庭医療費の助成	
No.48	母子寡婦福祉資金の貸付	
No.49	母子家庭自立支援給付金事業の実施	
No.50	母子及び父子家庭小口資金の貸付	

No.51	母子・父子相談の充実	
No.52	子育て支援相談体制の充実（再掲） ☆	

④ ワーク・ライフ・バランスの推進		
No.53	若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発	
No.54	男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催	
No.55	職業生活・家庭生活相談の充実	
No.56	ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携	
No.57	職場参観・ファミリーデーの設定 ☆	
No.58	子育て応援企業の認定 ☆	

3 子どもの笑顔あふれるまちづくり

① 親と子の健康と福祉の充実		
No.59	妊婦一般健康診査の実施	
No.60	乳児家庭全戸訪問事業の実施 [再掲]	
No.61	乳児一般健康診査の実施	
No.62	幼児健康診査の実施	
No.63	養育支援訪問事業の実施	
No.64	予防接種の実施	
No.65	食育料理教室の充実	
No.66	産科医等確保支援事業の実施 ☆	
No.67	児童虐待の早期発見・予防の充実 ☆	
No.68	食育推進計画に基づく食力の推進 ☆	

② 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援		
No.69	発達相談の実施	
No.70	障がい児保育事業の充実	
No.71	障がい児通園事業の充実	
No.72	発達支援の推進	
No.73	特別支援教育の推進	
No.74	障がい児タイムケア事業の実施 [再掲]	
No.75	日中短期入所事業の実施 [再掲]	
No.76	障がい児家庭への各種手当の支給 [再掲]	
No.77	自立支援給付事業の実施 [再掲]	
No.78	経過観察児フォローアップ事業の実施	☆
No.79	地域における療育支援体制の整備	☆

③ 幼保小の連携の推進		
No.80	幼保小連携推進協議会の機能強化	
No.81	幼保小連携推進モデル事業の実施	☆
No.82	幼保小の教職員の連携強化	☆
No.83	子どもへの暴力防止プログラム(CAP)活動の推進	☆

4 子育てによる共育のまちづくり

① 家庭における子育て力の向上		
No.84	出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の実施	
No.85	生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施	

No.86	女性総合センターにおける子育て講座の実施	
No.87	公民館における家庭教育講座の実施	
No.88	男性参画による子育てサポートの推進	
No.89	ブックスタート事業の実施	
No.90	子育て事例集(ガイドブック)の作成	☆
No.91	イクメンのすすめ	☆
No.92	イクジイ・イクバア孫育て教室の開催	☆

② 地域における子育て力の再生		
No.93	要保護児童対策地域協議会の充実	
No.94	子ども会等地域活動の充実	
No.95	保育所地域活動事業の充実	
No.96	地域子育て支え合い推進事業の推進	☆
No.97	地域子育て人材バンクの活用	☆

③ 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備		
No.98	児童センター・児童館の活用	
No.99	教育・保育施設等の活用	
No.100	放課後子ども教室の実施	
No.101	地域子育て支え合い推進事業の推進	☆
No.102	地域子育て人材バンクの活用	☆
No.103	保育園の地域開放（保育園へ行こうデーの設定など）	☆
No.104	子育て支援イベントの開催	☆

2 基本理念

子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち

新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）においては、「子どもの目 親の目 地域の目 みんなの輝き 未来につなぐまち」を基本理念と定め、各種施策を進めてきました。本計画においても当該計画の流れを引き継ぎながら、未来を担う子どもたちのため、また、地域社会を構成する全ての人を対象とした計画としております。現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化など家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤独感を感じる家庭は少なくありません。それらを解消し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの仕組みを構築することが重要です。

子どもの「笑顔」は、素直さや自己肯定感を育みます。その「笑顔」を引き出し、子どもの健やかな育ちに合わせて、それを取り巻く保護者や地域の方々、ひいては社会全体に笑顔の輪が広がるように願いを込めて、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とします。

みんなが育ち、育てるあかがねのまちを目指し、子どもたちの「笑顔」を引き出すための支援を切れ目なく進めるための計画を推進します。

3 基本方針

基本理念を実現するための、平成27年度からの5年間の基本方針は次のとおりです。

【基本方針1】 子どもの育ちを喜ぶまちづくり

(キーワード) 共感

- (キーフレーズ)
- 子育ての原点は家庭にあり
 - 子育ての喜びや楽しみを知る・伝える

【基本方針2】 安心して子育てできるまちづくり

(キーワード) 安心

- (キーフレーズ)
- 子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善
 - 仕事と子育ての両立支援

【基本方針3】 子どもの笑顔あふれるまちづくり

(キーワード) 笑顔

- (キーフレーズ)
- 子どもがまんなか
 - 子どもの最善の利益の確保

【基本方針4】 子育てによる共育のまちづくり

(キーワード) 共育

- (キーフレーズ)
- 共に学び、共に育つ
 - 地域の活性化

第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の区域は、基本的記載事項として地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本市においては、規模別に分けた場合4つのエリアが考えられ、①新居浜市全体②川西・川東・上部の3ブロック③中学校区④小学校区となります。そのうち、現状の保育園・幼稚園・その他施設の配置状況、各地域の歴史的経緯や校区間の利用実態が見られることなどから、②の川西・川東・上部ブロックに分けることを基本とし、さらに上部ブロックを西と東に分けた4区域に設定することとします。

■圏域設定

圏域	0～5歳児人口	小学校数	学校名	中学校数	学校名
川西地区	2,014人	6校	(新居浜小・宮西小・金子小・金栄小・惣開小・若宮小)	3校	(北中・南中・西中)
川東地区	1,748人	5校	(高津小・浮島小・神郷小・多喜浜小・垣生小)	2校	(東中・川東中)
上部西地区	1,166人	2校	(中萩小・大生院小)	2校	(中萩中・大生院中)
上部東地区	1,629人	4校	(泉川小・船木小・角野小・別子小)	4校	(泉川中・船木中・角野中・別子中)

2 幼児期における学校教育・保育の提供

(1) 確認区分と提供施設

市内に在住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園の利用状況に利用希望を加味して、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分	提供施設	利用対象	対象児童年齢
1号認定	教育標準時間認定 認定子ども園および幼稚園	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭	3～5歳
2号認定	保育短時間認定 幼稚園	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3～5歳
	保育標準時間認定 認定子ども園および保育園	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	3～5歳
3号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定 認定子ども園および保育園+地域型保育園※	保育の必要性の認定を受けた3歳未満の子ども	0歳、1・2歳

※地域型保育事業

事業名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
地域型保育事業 ※①～④の4つの事業所あり	施設より少人数の単位で、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～2歳	主に夕方までの保育 ※居宅訪問方型保育は親の就労に合わせ、夜間等もあり	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
① 家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に決め細やかな保育を実施			
② 小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施			
③ 居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を実施			
④ 事業所内保育	会社の事務所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育			

地域子ども・子育て支援事業

No	対象事業(地域子ども・子育て支援事業)	対象児童年齢
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診断	
4	乳児家庭全戸訪問事業	0～2歳
5	養育支援訪問事業	0～18歳
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援活動支援事業)	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	1～3年生、4～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(2) 幼児期における教育・保育の見込み量と確保方策

▼教育・保育等の見込み量と確保方策

1) 特定教育・保育

区 分	H27				H28				H29				H30				H31						
	H25実績	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定						
			0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児									
①量の見込み[必要利用定員総数]		984人	1,548人	251人	892人	969人	1,525人	254人	906人	956人	1,506人	252人	898人	965人	1,519人	251人	891人	973人	1,533人	249人	880人		
内 訳	川西地区		302	476	77	274	299	471	78	278	295	466	78	276	298	468	78	275	300	472	78	273	
	川東地区		262	413	67	238	258	407	68	241	255	402	68	239	257	406	68	237	259	409	68	234	
	上部西地区		175	275	45	158	171	269	45	161	168	265	44	159	170	268	43	157	172	272	42	154	
	上部東地区		244	384	62	222	240	378	63	225	237	373	62	223	239	377	62	221	241	380	61	218	
	合 計		984	1,548	251	892	969	1,525	254	906	956	1,506	252	898	965	1,519	251	891	973	1,533	249	880	
②確保の内容	教育・保育施設	幼稚園	施設	11施設	10施設					10施設					10施設				10施設				
		人	1,423人	1,520人			1,520人			1,520人					1,520人				1,520人				
	3歳未満を受けない幼稚園	施設		8施設			8施設			8施設					8施設				8施設				
		人		1,215人			1,215人			1,215人					1,215人				1,215人				
	保育園	施設	26施設		25施設	26施設	26施設		25施設	26施設	26施設		25施設	26施設	26施設		25施設	26施設	26施設		25施設	26施設	26施設
		人	2,734人		1,644人	237人	859人		1,644人	237人	859人		1,644人	237人	859人		1,644人	237人	859人		1,644人	237人	859人
	認定こども園	施設		1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
		人		95人	10人	3人	17人	95人	10人	3人	17人	95人	10人	3人	17人	95人	10人	3人	17人	95人	10人	3人	17人
	小 計		4,157人	1,615人	1,654人	240人	876人	1,615人	1,654人	240人	876人	1,615人	1,654人	240人	876人	1,615人	1,654人	240人	876人	1,615人	1,654人	240人	876人
	うち川西地区		857人	489人	59人	266人	857人	489人	59人	266人	857人	489人	59人	266人	857人	489人	59人	266人	857人	489人	59人	266人	
うち川東地区		270人	426人	76人	274人	270人	426人	76人	274人	270人	426人	76人	274人	270人	426人	76人	274人	270人	426人	76人	274人		
うち上部西地区		166人	310人	51人	151人	166人	310人	51人	151人	166人	310人	51人	151人	166人	310人	51人	151人	166人	310人	51人	151人		
うち上部東地区		322人	429人	54人	185人	322人	429人	54人	185人	322人	429人	54人	185人	322人	429人	54人	185人	322人	429人	54人	185人		
地域型保育事業	小規模保育事業	施設			1施設	1施設			2施設	2施設			3施設	3施設			3施設	3施設			3施設	3施設	
		人			5人	10人			10人	20人			15人	30人			15人	30人			15人	30人	
	家庭的保育事業	施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設	
		人			0人	0人			0人	0人			0人	0人			0人	0人			0人	0人	
	居宅訪問型保育事業	施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設			0施設	0施設	
		人			0人	0人			0人	0人			0人	0人			0人	0人			0人	0人	
	事業所内保育事業	施設			1施設	1施設			2施設	2施設			3施設	3施設			3施設	3施設			3施設	3施設	
		人			1人	2人			2人	4人			3人	6人			3人	6人			3人	6人	
	小 計				6人	12人			12人	24人			18人	36人			18人	36人			18人	36人	
	うち川西地区				0人	0人			6人	12人			6人	12人			6人	12人			6人	12人	
うち川東地区				0人	0人			0人	0人			1人	2人			1人	2人			1人	2人		
うち上部西地区				0人	0人			0人	0人			5人	10人			5人	10人			5人	10人		
うち上部東地区				6人	12人			6人	12人			6人	12人			6人	12人			6人	12人		
合 計				246人	888人			252人	900人			258人	912人			258人	912人			258人	912人		
差引増減(②-①)		631人	106人	▲5人	▲4人	646人	129人	▲2人	▲6人	659人	149人	6人	14人	650人	135人	7人	21人	642人	121人	9人	32人		
内 訳	川西地区		555人	13人	▲18人	▲8人	558人	18人	▲13人	0人	562人	23人	▲13人	2人	559人	21人	▲13人	3人	557人	17人	▲13人	5人	
	川東地区		8人	13人	9人	36人	12人	19人	8人	33人	15人	24人	9人	37人	13人	20人	9人	39人	11人	17人	9人	42人	
	上部西地区		▲9人	35人	6人	▲7人	▲5人	41人	6人	▲10人	▲2人	45人	12人	2人	▲4人	42人	13人	4人	▲6人	38人	14人	7人	
	上部東地区		78人	45人	▲2人	▲25人	82人	51人	▲3人	▲28人	85人	56人	▲2人	▲26人	83人	52人	▲2人	▲24人	81人	49人	▲1人	▲21人	
	合 計		631人	106人	▲5人	▲4人	646人	129人	▲2人	▲6人	659人	149人	6人	14人	650人	135人	7人	21人	642人	121人	9人	32人	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

▼地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

1) 時間外保育事業(預かり保育・延長保育)

区 分			H27		H28		H29		H30		H31			
			H25実績	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	
①量の見込み[週当たり]				837人	905人	825人	902人	814人	894人	821人	895人	828人	896人	
②確保の内容	教育・保育施設	幼稚園	施設	8施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	
			人日	-	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	
		うち確認を受けない幼稚園	施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
			人日		1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
		保育園	施設	15施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設
			人日	549人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	認定こども園	施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
		人日		150人	50人	150人	50人	150人	50人	150人	50人	150人	50人	
	小 計			-	1,150人	1,050人	1,150人	1,050人	1,150人	1,050人	1,150人	1,050人	1,150人	1,050人
	地域型保育事業	小規模保育事業	施設		0施設	2施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	
			人日		0人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	
		家庭的保育事業	施設		0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	
			人日		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		居宅訪問型保育事業	施設		0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	
人日				0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
事業所内保育事業	施設		0施設	2施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設			
	人日		0人	15人	25人	25人	25人	25人	25人	25人	25人			
小 計				0人	30人	40人	40人	40人	40人	40人	40人			
合 計				1,150人	1,050人	1,150人	1,080人	1,150人	1,090人	1,150人	1,090人	1,150人	1,090人	
差引増減(②-①)				313人	145人	325人	178人	336人	196人	329人	195人	322人	194人	

2) 一時預かり事業

区 分			H27		H28		H29		H30		H31			
			H25実績	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的利用以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的利用以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的利用以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的利用以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的利用以外)	
①量の見込み[年]				4,163 人日	4,929 人日	4,101 人日	4,921 人日	4,047 人日	4,878 人日	4,082 人日	4,885 人日	4,119 人日	4,888 人日	
教育・保育施設	保 育 園	施設	2 施設	2 施設		2 施設		2 施設		2 施設		2 施設		
		人日	3,372 人日	4,212 人日		4,212 人日		4,212 人日		4,212 人日		4,212 人日		
	認定こども園	施設			1 施設		1 施設		1 施設		1 施設		1 施設	
		人日			50 人日		50 人日		50 人日		50 人日		50 人日	
小 計			3,372 人日	4,212 人日	50 人日	4,212 人日	50 人日	4,212 人日	50 人日	4,212 人日	50 人日	4,212 人日	50 人日	
地域型保育事業	小規模保育事業	施設			0 施設		1 施設		3 施設		3 施設		3 施設	
		人日			0 人日		15 人日		15 人日		15 人日		15 人日	
	家庭的保育事業	施設			0 施設		0 施設		0 施設		0 施設		0 施設	
		人日			0 人日		0 人日		0 人日		0 人日		0 人日	
	居宅訪問型保育事業	施設			0 施設		0 施設		0 施設		0 施設		0 施設	
		人日			0 人日		0 人日		0 人日		0 人日		0 人日	
	事業所内保育事業	施設			0 施設		2 施設		3 施設		3 施設		3 施設	
		人日			0 人日		15 人日		25 人日		25 人日		25 人日	
小 計				0 人日	0 人日	0 人日	30 人日	0 人日	40 人日	0 人日	40 人日	0 人日	40 人日	
地域子ども・子育て支援事業	子育て活動支援事業(病児事業を除く)	施設	1 施設		1 施設		1 施設		1 施設		1 施設		1 施設	
		人日	3,155 人日		3,300 人日		3,500 人日		3,700 人日		3,700 人日		3,700 人日	
	地域子育て支援拠点事業	施設			1 施設		2 施設		4 施設		4 施設		4 施設	
		人日			312 人日		624 人日		1,248 人日		1,248 人日		1,248 人日	
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	施設	2 施設		2 施設		2 施設		2 施設		2 施設		2 施設	
		人日	0 人日		14 人日		14 人日		14 人日		14 人日		14 人日	
小 計			3,155 人日		3,626 人日		4,138 人日		4,962 人日		4,962 人日		4,962 人日	
合 計			6,527 人日	4,212 人日	3,676 人日	4,212 人日	4,218 人日	4,212 人日	5,052 人日	4,212 人日	5,052 人日	4,212 人日	5,052 人日	
差引増減(②-①)				49 人日	▲1,253 人日	111 人日	▲703 人日	165 人日	174 人日	130 人日	167 人日	93 人日	164 人日	

3) 病児・病後児保育事業

ニーズ量：人／年

区 分			H27		H28		H29		H30		H31	
			H25実績	病児病後児保育	ファミリー・サポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サポート・センター	病児病後児保育
①量の見込み[年]				1,979 人日		1,974 人日		1,957 人日		1,960 人日		1,961 人日
②確保の内容	1 施設		1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	2 施設	1 施設	2 施設	1 施設	2 施設	1 施設
	-		1,040 人日	0 人日	1,040 人日	0 人日	2,340 人日	0 人日	2,340 人日	0 人日	2,340 人日	0 人日
差引増減(②-①)				▲939 人日		▲934 人日		383 人日		380 人日		379 人日

4) 地域子育て支援拠点事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
		地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば
①量の見込み[年]		11,147 人日	11,249 人日	11,200 人日	11,140 人日	11,057 人日
②確保の内容	4 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設
	11,690 人日	18,200 人日	18,200 人日	18,200 人日	18,200 人日	18,200 人日
差引増減(②-①)		7,053 人日	6,951 人日	7,000 人日	7,060 人日	7,143 人日

5) 放課後児童健全育成事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27		H28		H29		H30		H31	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
①量の見込み[年]		1,138 人日	589 人日	1,160 人日	567 人日	1,155 人日	577 人日	1,122 人日	593 人日	1,106 人日	605 人日
②確保の内容	22 施設	22 施設		22 施設		22 施設		22 施設		22 施設	
	967 人日	1,138 人日		1,160 人日		1,732 人日		1,715 人日		1,711 人日	
差引増減(②-①)		▲ 589 人日		▲ 567 人日		0 人日		0 人日		0 人日	

6) 子育て短期支援事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
		トワイライトステイ	トワイライトステイ	トワイライトステイ	トワイライトステイ	トワイライトステイ
①量の見込み[年]		6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
②確保の内容	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	0 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
差引増減(②-①)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

7) 妊婦健康診査事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
		0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口
①量の見込み[年]		1,060 人	1,054 人	1,053 人	1,043 人	1,031 人
②確保の内容	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	1,593 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
差引増減(②-①)		540 人	546 人	547 人	557 人	569 人

※ニーズ調査によらずに算出する事業

8) 乳児家庭全戸訪問事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
		0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口
①量の見込み[年]		1,060 人	1,054 人	1,053 人	1,043 人	1,031 人
②確保の内容	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	974 人	1,060 人	1,054 人	1,053 人	1,043 人	1,031 人
差引増減(②-①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ニーズ調査によらずに算出する事業

9) 養育支援訪問事業

ニーズ量：人／年

区 分	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
		養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
①量の見込み[年]		550 件	550 件	550 件	550 件	550 件
②確保の内容	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	524 件	550 件	550 件	550 件	550 件	550 件
差引増減(②-①)		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※ニーズ調査によらずに算出する事業

第5章 第4章の事業計画

1 基本方針及び基本施策の取り組み

1) 子育ての喜びを共感するまちづくり

- ①子育て情報の収集・発信
- ②妊娠・出産期への切れ目のない支援
- ③子育て家庭と地域とのつながりづくり

■現状の課題と施策方針

日本での急速な少子化の要因に「未婚化」「晩婚化」が言われています。その大きな要因は、女性も社会で活躍する機会が増えたことであり、これはたいへん素晴らしいことでもあります。もう1点は「独身の自由さや気楽さを失いたくない」ということであると言われていています。子育てにおける人格形成の原点は家庭ですが、それらの背景には家庭環境、家族の変化が指摘されており、その中で育った世代の結婚観や価値観の乖離が結婚を躊躇させているようです。

新居浜市においても、人口減、未婚率の上昇、出生数減少などの傾向が続いています。また、転勤族を含めた子育て家庭に向けて、様々な子育て制度を市報、ホームページ、その他広報により情報発信していますが、対象となる人が、情報を得られずサービスを受けられていない状況が見られます。

それらを踏まえた上で今後は、わかりやすい情報提供や窓口の一元化などが求められています。さらに、根本的な課題としては、女性の結婚や出産をサポートする体制の充実とともに、出産や育児や子どもたちとの関わりによって得られる喜びや楽しみ、生きがいなど、人生を豊かにすることの素晴らしさを、次世代を含む親に伝えることが必要です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会の発展に欠かすことができません。子どもの笑顔、孫の笑顔、それらを地域社会みんなで共感できるまち、その為の支援・施策を進めます。

① 子育て情報の収集・発信

No	事業名	実施内容	担当課
No.1	子育て支援に関する情報の提供 [実施目標]	子育て家庭が必要としている情報を取りまとめ、わかりやすく情報提供します。 ○育児を応援する行政サービス情報ガイド「ママフレWebサイト」による情報提供	子育て支援課
No.2	子育て支援に関する窓口の一元化 [実施目標]	子育て支援に関する窓口の一元化を図り、各課所や関係機関・団体等で取り組んでいる各種施策を集約し、情報発信します。 ○子育て支援に関する窓口の一元化 ○子育て関連情報の集約・発信	子育て支援課
No.3	両親学級・育児学級の開催 [実施目標]	妊娠・出産・育児の知識の習得とともに、仲間づくりをめざし、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施します。 ○両親学級・育児学級の継続実施	保健センター
No.4	妊婦・乳幼児期における食育の情報提供 [実施目標]	両親学級（妊婦）・乳児相談・幼児健診（1歳6か月児・3歳児）等において、妊婦・乳幼児期からの食の重要性や正しい食習慣を身につけるための情報を提供します。 ○妊婦・乳幼児期からの食育情報の提供	保健センター
No.5	子育て支援相談体制の充実 [実施目標]	子育て家庭の身近な地域において、必要とされる情報提供・相談・助言等を行うための環境整備や関係機関との連絡調整機能を強化するためのキーパーソンとなる子育て相談員等の人材育成などを行います。 ○利用者支援事業の実施 *地域子ども・子育て支援事業対象項目	子育て支援課

② 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援

No	事業名	実施内容	担当課
No.6	母子健康手帳の交付 [実施目標]	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで安心して健康に過ごせるよう、保健指導を行います。 ○母子健康手帳の交付継続	保健センター
No.7	乳児家庭全戸訪問事業の実施 [実施目標]	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い、育児不安が解消されるように相談等に応じます。 ○乳児家庭全戸訪問事業の実施継続 *地域子ども・子育て支援事業対象項目	保健センター
No.8	子育てネットワーク事業の実施 [実施目標]	生後3～5か月頃の家庭に対して、主任児童委員が見守り訪問等による支援活動を行います。 ○子育てネットワーク事業の継続実施	保健センター

③ 子育て家庭と地域とのつながりづくり

No	事業名	実施内容	担当課
No.9	子育てサロン事業の充実 [実施目標]	各公民館等において、主任児童委員が主となり地域福祉関係者の参加・協力を得て、地域の子育てをしている保護者と婦人会や自治会などの子育て経験者との交流の場をつくれます。 ○市内各校区における子育てサロン事業の継続実施	地域福祉課
No.10	地域ボランティアによる見守り活動の推進 [実施目標]	学校や地域との連携を深め、登下校時における子どもの見守り活動や声かけ運動などを行い、交通事故や犯罪等からの被害防止に努めます。 ○市内各校区における地域ボランティアによる見守り活動の継続実施	社会教育課
No.11	子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援 [実施目標]	子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化等を支援します。 ○各種市民活動団体への支援継続	市民活動推進課
No.12	エンゼルヘルパー事業の推進 [実施目標]	妊娠・出産期にある家庭に対して、必要に応じてヘルパーを派遣します。 ○エンゼルヘルパー事業の継続実施	子育て支援課
No.13	校區別子ども・子育て会議の設置 [実施目標]	市内各校区において、地域と子育て家庭を結び付けるための組織化を図ります。 ○市内各校区において、子育て支援の推進母体となる組織の設置・運営	子育て支援課

2) 安心して子育てできるまちづくり

- ①家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供
- ②子育てに伴う不安や負担の軽減
- ③ひとり親家庭に対する負担の軽減
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進

■現状の課題と施策方針

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに周囲の助けを求めにくい状況になっています。また、父親の家事、育児への関わりが十分ではない中、子育てが孤立化し、負担感が増大するといったこともあります。

喜びや楽しみをもって、また安心して子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが望まれます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義されています。国は制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組んでいますが、仕事と子育ての両立には依然として大きな負担が伴います。

新居浜市においても仕事と子育ての両立が大変だと感じている人の割合が8割を超えているとともに、核家族世帯の5人に1人がひとり親家庭となっています。

上記を踏まえた上で、事業量の見込みにもとづく量的拡大と質的改善をするとともに、多様なニーズに柔軟に対応しながら、利用者の視点に立ったサービスの質の向上、さらに社会、企業への仕事と子育ての両立支援への理解を図ります。同時に、将来親となる若者に対して、家庭や社会での男女のあり方、男女共同参画社会の大切さを理解してもらうことも重要と考えます。

① 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供

No	事業名	実施内容	担当課
No.14	教育・保育の量的確保と質的向上 [実施目標]	保護者の就労等により保育に欠ける子どもを保育します。 ○通常保育・障がい児保育・休日保育事業の継続実施 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.15	預かり保育・延長保育事業の実施 [実施目標]	私立幼稚園・私立保育所・認定こども園において、開園時間を延長し、就労している家庭の実態に応じたサービスを提供します。 ○預かり保育・延長保育事業の継続実施 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.16	一時預かり事業の充実 [実施目標]	1歳以上の未就学児であって、保護者の就労や傷病、私的理由等により緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育します。 ○一時預かり事業の充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.17	休日保育事業の実施 [実施目標]	日曜日及び祝祭日において、保育を必要とする家庭を支援するため、休日保育サービスを実施します。 ○休日保育事業の継続実施 [1施設：利用定員10人/日] *地域子ども・子育て支援事業対象項目	子育て支援課
No.18	認定こども園の整備 [実施目標]	多様な教育・保育施設の確保を図ります。 ○認定こども園の整備充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.19	地域子育て支援拠点の充実 [実施目標]	子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図ります。 ○地域子育て支援拠点の充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.20	保育士人材バンクの活用 [実施目標]	保育士不足の解消につなげるとともに、柔軟な保育の提供体制を整備します。 ○保育士人材バンクの設置・活用	子育て支援課

② 子育てに伴う不安や負担の軽減

No	事業名	実施内容	担当課
No.21	家庭児童相談の充実 [実施目標]	子育て支援課に家庭児童相談室を設置し、家庭環境、児童養育、児童虐待等について相談に応じるとともに、児童相談所との連携のもとに、適切な対応を行います。 ○家庭児童相談の充実	子育て支援課
No.22	乳幼児相談の充実 [実施目標]	5か月児健康相談を月2回、7～11か月児対象の乳児相談を月1回実施します。また、保健師、栄養士、歯科衛生士により、個別の相談やダイヤル相談も実施します。 ○乳幼児相談の充実	保健センター
No.23	ほっとコーナーの実施 [実施目標]	主任児童委員が相談の受け手となり、不登校の子ども親の悩みや相談に応じます。また、個別の相談にこたえ、子育ての不安解消や、児童へのサポートを行います。 ○ほっとコーナーの継続実施	地域福祉課
No.24	地域子育て支援拠点の充実【再掲】 [実施目標]	子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図ります。 ○地域子育て支援拠点の充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.25	ファミリー・サポート・センター事業の充実 [実施目標]	子育てを支援するために、「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が地域のなかで相互援助を行います。 ○ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援課
No.26	放課後児童健全育成事業の充実 [実施目標]	両親が就労などにより昼間家庭にいない、小学校1～3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設けます。 ○放課後児童健全育成事業の充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	社会教育課

No.27	子育て短期入所生活援助（ショートステイ）の実施 [実施目標]	保護者の疾病・出産・経済的問題等により子どもを養育することが困難な場合に緊急一時的な保護を実施します。 ○子育て短期支援事業の継続実施 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.28	夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施 [実施目標]	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合に、児童を通所させ、生活指導、食事の提供等を行います。 ○夜間養護等事業の継続実施 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課 東新学園
No.29	乳幼児健康支援デイサービス事業の充実 [実施目標]	0歳児から小学校低学年までの子どもが病気で、保護者が家庭で保育できないときに、子どもを預かります。 ○平成29年度までにサービス事業所を1施設増設 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.30	休日夜間急患センターの運営 [実施目標]	新居浜市医師会内科・小児科急患センターにおいて、内科・小児科の休日診療、夜間深夜（小児）診療を行います。 ○休日夜間急患センターの継続実施	保健センター
No.31	在宅当番医制の運営 [実施目標]	各担当医師の診療所において、外科の休日診療を行います。 ○在宅当番医制の継続実施	保健センター
No.32	障がい児タイムケア事業の実施 [実施目標]	障がい児（小・中・高校生）を対象に、学校の放課後や長期休暇において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。 ○障がい児タイムケア事業の継続実施	地域福祉課

No.33	日中短期入所事業の実施 [実施目標]	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。 ○日中短期入所事業の継続実施	地域福祉課
No.34	障がい児家庭への各種手当の支給 [実施目標]	障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など、障がい児家庭への支援を行います。 ○障がい児家庭への各種手当の支給継続	地域福祉課 子育て支援課
No.35	自立支援給付事業の実施 [実施目標]	保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 ○自立支援給付事業の継続実施	地域福祉課
No.36	児童手当の支給 [実施目標]	受給要件を満たす保護者に対して手当を支給します。 ○児童手当の支給継続	子育て支援課
No.37	就学前医療費の助成 [実施目標]	就学前児童の保険診療の自己負担分を助成します。 ○就学前医療費の助成継続	子育て支援課
No.38	幼稚園就園奨励費補助金の給付 [実施目標]	公立幼稚園就園世帯のうち市民税所得割非課税世帯に対し、保育料の減免を実施します。また、私立幼稚園就園世帯に対しては、所得に応じて補助金を交付します。 ○幼稚園就園奨励費補助金の給付継続	学校教育課

No.39	特定不妊治療費の助成 [実施目標]	不妊に悩む人が特定不妊治療を受けたとき、その費用を助成し、経済的負担を軽減します。 ○特定不妊治療費の助成継続	保健センター
No.40	保育料等利用者負担の見直し [実施目標]	特定教育・保育施設に係る保育料等利用者負担の公平性を確保します。 ○新制度の施行に合わせた幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料設定（延長保育料・一時保育料等を含む）の見直し及び公平な応能負担の実現	子育て支援課
No.41	三世帯同居または家庭内保育世帯に対する支援 [実施目標]	三世帯同居が可能な世帯の促進及び家庭外と家庭内における保育に対する行政支援の不公平の是正を図ります。 ○三世帯同居（近接を含む）及び家庭内保育（0～2歳児を対象）に対する支援策の実施	子育て支援課
No.42	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】 [実施目標]	子育てを支援するために、「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が地域のなかで相互援助を行います。 ○ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援課
No.43	放課後児童健全育成事業の充実【再掲】 [実施目標]	両親が就労などにより昼間家庭にいない、小学校1～3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設けます。 ○放課後児童健全育成事業の充実 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	社会教育課
No.44	乳幼児健康支援ダイサービス事業の充実【再掲】 [実施目標]	0歳児から小学校低学年までの子どもが病気で、保護者が家庭で保育できないときに、子どもを預かります。 ○平成29年度までにサービス事業所を1施設増設 ※別記教育・保育の見込み量と確保方策のとおり	子育て支援課
No.45	子育て用品リユース・リース事業の推進 [実施目標]	子育て用品のリユース・リース事業を実施することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○子育て用品リユース・リース事業の継続実施	子育て支援課

③ ひとり親家庭に対する負担の軽減

No	事業名	実施内容	担当課
No.46	児童扶養手当の支給 [実施目標]	支給要件を満たす、母親又は養育者に対して扶養を支援する手当を支給します。 ○児童扶養手当の支給継続	子育て支援課
No.47	母子家庭医療費の助成 [実施目標]	受給要件を満たす母子家庭について、保険診療の自己負担分を助成します。 ○母子家庭医療費の助成継続	子育て支援課
No.48	母子寡婦福祉資金の貸付 [実施目標]	就学支度金、修学資金、転宅資金等の貸付について相談・申請を行います。 ○母子寡婦福祉資金の貸付継続	子育て支援課
No.49	母子家庭自立支援給付金事業の実施 [実施目標]	自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練奨励費等を支給し、就業に効果的な知識や技能、資格の習得を支援します。 ○母子家庭自立支援給付金事業の継続実施	子育て支援課
No.50	母子及び父子家庭小口資金の貸付 [実施目標]	緊急に生活資金が必要になった際に5万円を上限として資金の貸付を行います。(社会福祉協議会委託事業) ○母子及び父子家庭小口資金の貸付継続	子育て支援課
No.51	母子・父子相談の充実 [実施目標]	母子自立支援員が生活上の相談を受け、自立を支援します。 ○母子・父子相談の充実	子育て支援課
No.52	子育て支援相談体制の充実【再掲】 [実施目標]	子育て家庭の身近な地域において、必要とされる情報提供・相談・助言等を行うための環境整備や関係機関との連絡調整機能を強化するためのキーパーソンとなる子育て相談員等の人材育成などを行います。 ○利用者支援事業の実施 *地域子ども・子育て支援事業対象項目	子育て支援課

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

No	事業名	実施内容	担当課
No.53	若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発 [実施目標]	新居浜市雇用対策協議会を通じて、インターンシップ事業、マナー研究等を開催していきます。また、愛媛労働局、21世紀職業財団等と連携し、市政だよりやCATVを活用した広報活動を実施します。 ○若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発活動の継続実施	産業振興課
No.54	男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催 [実施目標]	働きやすい環境づくりに向けて、再就職援助事業を実施します。 ○男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの継続開催	男女共同参画課
No.55	職業生活・家庭生活相談の充実 [実施目標]	職業生活・家庭生活の相談を行います。 ○職業生活・家庭生活相談の充実	男女共同参画課
No.56	ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携 [実施目標]	商工会議所会報等を活用し、仕事と子育ての両立について啓発活動を実施します。 ○ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携継続	産業振興課
No.57	職場参観・ファミリーデーの設定 [実施目標]	職場と子育て家庭との相互理解により、ワークライフバランスに対する理解を高め、社員満足度及び家庭満足度の向上を図る。 ○子どもの夏休みなどに職場参観日等を設け、配偶者及び子どもに職場の様子を見て知ってもらう機会の設定	男女共同参画課
No.58	子育て応援企業の認定 [実施目標]	仕事と子育ての両立を図るよう、企業の子育て支援策を認定し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図ります。 ○子育て応援を行っている企業に認定プラス付加価値を付けることによる企業のイメージアップ及び雇用の促進	子育て支援課

3) 子どもの笑顔あふれるまちづくり

- ①親と子の健康と福祉の充実
- ②障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
- ③幼保小の連携の推進

■現状の課題と施策方針

全国的に軽度の知的障害児や、知的な遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。児童虐待の状況も相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化しています。さらに不規則な生活習慣などを原因とする生活リズムや食生活の乱れが、こどもの成長に大きな影響を与えています。これらは深刻な社会問題となっています。

新居浜市においても子育てに対する不安を抱えている人のうち、2割をこえる人が「子どもの健康や発達に不安がある。」とこえています。さらに、「子どもの教育やいじめが心配。」は約4割を占めています。

子ども・子育て新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としています。この新制度の理念も踏まえつつ、本市においても、すべての子どもがまんなかで、その人権を尊重されるとともに、一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で暮らせるまちをめざします。

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とし、特に子どもの意思ではできない食育と生活習慣を身につけさせることなどは、親の重要な責任であり、それらに対する親が親として学び育つための支援が必要と考えます。その中で、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭に対しても、健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組む必要があります。

新制度により、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わります。子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から、幼稚園や保育所など、さらに学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な連携を図っていく必要があります。新制度下においても、幼保小、地域等が連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

① 親と子の健康と福祉の充実

No	事業名	実施内容	担当課
No.59	妊婦一般健康診査の実施 [実施目標]	委託医療機関において、妊娠中に健康診査を実施します。 ○妊婦一般健康診査の継続実施	保健センター
No.60	乳児家庭全戸訪問事業の実施【再掲】 [実施目標]	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い、育児不安が解消されるように相談等に応じます。 ○乳児家庭全戸訪問事業の実施継続 *地域子ども・子育て支援事業対象項目	保健センター
No.61	乳児一般健康診査の実施 [実施目標]	委託医療機関において、健康診査を実施します。 ○乳児一般健康診査の継続実施	保健センター
No.62	幼児健康診査の実施 [実施目標]	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。 ○乳児健康診査の継続実施	保健センター
No.63	養育支援訪問事業の実施 [実施目標]	子どもの健全育成を促すとともに虐待の未然防止に取り組むため、乳幼児のいる家庭を訪問して、早い時期から個別の相談に応じます。 ○養育支援訪問事業の継続実施	保健センター
No.64	予防接種の実施 [実施目標]	予防接種法及び結核予防法に定められた定期予防接種を実施します。 ○予防接種の継続実施	保健センター

No.65	食育料理教室の充実 [実施目標]	調理実習を含む食育教育を実施します。 ○食育料理教室の充実	保健センター
No.66	産科医等確保支援事業の実施 [実施目標]	産科医を確保し、地域で安心して出産ができる環境を整備します。 ○産科医等確保支援事業の継続実施	保健センター
No.67	児童虐待の早期発見・予防の充実 [実施目標]	児童虐待の発生を察知し、子どもの最善の利益を確保します。 ○児童虐待の早期発見・予防の充実	保健センター
No.68	食育推進計画に基づく食力(しょくじから)の推進 [実施目標]	妊娠期から途切れることなく子どもの成長に応じた食育を推進し、適切な食習慣を確立するとともに、共食や調理体験を通して親子の愛情を育み、絆を深める。 ○食育推進計画に基づく食力の推進	保健センター

② 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

No	事業名	実施内容	担当課
No.69	発達相談の実施 [実施目標]	言語や情緒などの発達が気になる子どもに対して、個別や集団で発達支援の場を設け、親子ともに支援します。 ○発達相談の継続実施	保健センター
No.70	障がい児保育事業の充実 [実施目標]	保育に欠ける障がい児等で、保育所で行う集団保育になじむ子どもを健常児とともに保育所に受け入れ、障がい児等の成長発達を図ります。 ○障がい児保育事業の充実	子育て支援課
No.71	障がい児通園事業の充実 [実施目標]	発達の遅れや障害がある就学前の子どもに、社会参加していくための基本的な能力を育てるために、集団・個別指導を行います。 ○障がい児通園事業の充実	地域福祉課
No.72	発達支援の推進 [実施目標]	障がいや発達課題のある子どもの乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的かつ一貫した支援体制の整備を進め、地域でともに育ち・学び・働き・暮らす支援のシステムづくりを進めます。 ○発達支援の推進	発達支援課
No.73	特別支援教育の推進 [実施目標]	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。 ○特別支援教育の推進	発達支援課
No.74	障がい児タイムケア事業の実施【再掲】 [実施目標]	障がい児（小・中・高校生）を対象に、学校の放課後や長期休暇において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。 ○障がい児タイムケア事業の継続実施	地域福祉課

No.75	<p>日中短期入所事業の実施【再掲】</p> <p>[実施目標]</p>	<p>障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。</p> <p>○日中短期入所事業の継続実施</p>	<p>地域福祉課</p>
No.76	<p>障がい児家庭への各種手当の支給【再掲】</p> <p>[実施目標]</p>	<p>障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など、障がい児家庭への支援を行います。</p> <p>○障がい児家庭への各種手当の支給継続</p>	<p>地域福祉課 子育て支援課</p>
No.77	<p>自立支援給付事業の実施【再掲】</p> <p>[実施目標]</p>	<p>保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。</p> <p>○自立支援給付事業の継続実施</p>	<p>地域福祉課</p>
No.78	<p>経過観察児フォローアップ事業の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>経過観察を必要とする幼児と保護者の支援を行います。</p> <p>○経過観察児フォローアップ事業の継続実施</p>	<p>保健センター</p>
No.79	<p>地域における療育支援体制の整備</p> <p>[実施目標]</p>	<p>障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図ります。</p> <p>○地域における療育支援体制の整備</p>	<p>地域福祉課 発達支援課</p>

③ 幼保小の連携の推進

No.80	幼保小連携推進協議会の機能強化 [実施目標]	子どもの健全育成を図るため、保育所・幼稚園・小学校の連携を深めます。 ○幼保小連携推進協議会の機能強化	学校教育課 子育て支援課
No.81	幼保小連携推進モデル事業の実施 [実施目標]	これまでの幼保小連携推進の取り組みの成果を踏まえ、そのノウハウの共有化を図るとともに、先進的な取り組みを行います。 ○幼保小連携推進モデル事業の実施	学校教育課 子育て支援課
No.82	幼保小の教職員の連携強化 [実施目標]	幼保小のそれぞれの現場で働く教職員の横の連携を強化し、子どもの健やかな育ちを横断的かつ重層的に支援します。 ○幼保小の教職員の連携強化	学校教育課 子育て支援課
No.83	子どもへの暴力防止活動の推進 [実施目標]	現在小学4年生に対して行っている取り組みにつなげることにより、就学前から子どもの人権を尊重する意識の醸成を図ります。 ○子どもへの暴力防止活動の推進	子育て支援課

4) 子育てによる共育のまちづくり

- ①家庭における子育て力の向上
- ②地域における子育て力の再生
- ③地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

■現状及び課題

未来を担う子どもの育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠です。これまでの子育ては、家族や地域の中でき自然に行われていました。しかし、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、家庭や地域の「子育て力」が低下したと言われています。それらが指摘されるなか、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。さらに、子ども自身も、次の世代の「親」となり、家庭や地域づくりを担っていかなければなりません。豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、次代の親を育成するという視点から子どもの健全育成を進めていくことも重要です。

新居浜市においては地域における子育て支援活動、自治会、地域活動ボランティア、市民活動団体、NPO等が連携を図り活発に活動が行われていますが、子育て家庭の多様なニーズに的確に応じていくためには、担い手一人一人の意識と対応力が重要です。

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、ともに学び、共に育む共育のまちづくり。その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。その結果として、地域活性化、地域コミュニティ再生の推進力となることを期待します。

① 家庭における子育て力の向上

No	事業名	実施内容	担当課
No.84	出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の実施 [実施目標]	子育て支援に関する出前講座を実施します。 ○出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の継続実施	市民活動推進課
No.85	生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施 [実施目標]	生涯学習大学で、児童・親子対象講座を開催します。 ○生涯学習大学（児童・親子対象講座）の継続実施	社会教育課 生涯学習センター
No.86	女性総合センターにおける子育て講座の実施 [実施目標]	学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、公民館での子育て学習講座（乳幼児学級）や家庭教育講座などを実施します。 ○女性総合センターにおける子育て講座の継続実施	男女共同参画課
No.87	公民館における家庭教育講座の実施 [実施目標]	子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座を実施し、家庭教育の充実に努めます。 ○公民館における家庭教育講座の継続実施	社会教育課
No.88	男性参画による子育てサポートの推進 [実施目標]	男性の参画を前提にした子育て団体の、親子・世代間の交流、子どもの養育に関する研修、子どもの事故防止活動、男性の子育て参画事業などの活動を支援します。 ○男性参画による子育てサポートの推進	男女共同参画課
No.89	ブックスタート事業の実施 [実施目標]	赤ちゃんと保護者の絵本を介したふれあいを支援するため、5か月児健康相談時（月2回）、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈します。 ○ブックスタート事業の継続実施	図書館

No.90	<p>子育て事例集(がっく)の作成</p> <p>[実施目標]</p>	<p>早い段階で子育てに対する心構えと知識を身に付けるため。</p> <p>○子育て事例集(がっく)の作成</p>	保健センター
No.91	<p>イクメンのすすめ</p> <p>[実施目標]</p>	<p>父親に育児のノウハウを伝えることにより、子育て家庭における育児の負担軽減を図ります。</p> <p>○父親を対象とした、離乳食講座・料理教室・遊びの達人などの講座の開催及びイクメン手帳の作成・公布</p>	保健センター
No.92	<p>イクジイ・イクバア孫育て教室の開催</p> <p>[実施目標]</p>	<p>子育て経験者と子育て世代との意識差を埋めるよう努めます。</p> <p>○イクジイ・イクバア孫育て教室の開催</p>	子育て支援課

② 地域における子育て力の再生

No	事業名	実施内容	担当課
No.93	要保護児童対策地域協議会の充実 [実施目標]	地域が連携を図りながら、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図ります。 ○要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課
No.94	子ども会等地域活動の充実 [実施目標]	子ども会等への助言、事業への協力を行います。 ○子ども会等地域活動の充実	社会教育課
No.95	保育所地域活動事業の充実 [実施目標]	保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座、保育所卒園児童との交流等の活動を行います。 ○保育所地域活動事業の充実	子育て支援課
No.96	地域子育て支え合い推進事業の実施 [実施目標]	地域住民が子育てについて考えるきっかけをつくり、子どもたちの笑顔とやる気を引き出すきっかけをつくります。 ○地域子育て支え合い推進事業の実施	子育て支援課
No.97	地域子育て人材バンクの活用 [実施目標]	地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと活用を図ります。 ○地域子育て人材バンクの設置・活用	子育て支援課

③ 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

No.98	<p>児童センター・児童館の活用</p> <p>[実施目標]</p>	<p>市内4か所の児童センター・児童館において子どもたちの健全な育成を図るための遊びの場を提供するとともに、親の交流を通じて安心して子育てに取り組める仲間づくりを行います。</p> <p>○児童センター・児童館の活用</p>	子育て支援課
No.99	<p>教育・保育施設等の活用</p> <p>[実施目標]</p>	<p>保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座、卒園児童との交流等の活動を行います。</p> <p>○教育・保育施設等の活用</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 社会教育課</p>
No.100	<p>放課後子ども教室の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>公民館等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、放課後や週末のスポーツ・文化活動等を実施します。</p> <p>○放課後子ども教室の継続実施</p>	社会教育課
No.101	<p>保育園の地域開放（保育園へ行こうデーなど）</p> <p>[実施目標]</p>	<p>保育園が地域における子育て支援拠点（赤ちゃん休憩所を含む）であることの普及を図り、地域内での交流・連携を促進します。</p> <p>○保育園の地域開放の実施（保育園へ行こうデーなど）</p>	子育て支援課
No.102	<p>子育て支援イベントの開催</p> <p>[実施目標]</p>	<p>市内における子育て支援の広報啓発を行い、子育て家庭と各施設等の交流を図ります。</p> <p>○子育て支援イベントの開催</p>	子育て支援課

3 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

1) 児童虐待防止対策の充実

- 「養育支援訪問事業の実施」「要保護児童対策地域協議会の充実」「家庭児童相談の充実」については、児童虐待防止対策にとって重要な事業であり、今後とも継続した取り組みを進める必要があります。
- とくに「養育支援訪問事業の実施」については、複雑な問題を抱える家庭に対する支援を行うこども家庭支援員のレベルアップと、支援員の登録について検討する必要があります。

2) ひとり親家庭の自立支援の充実

- 「児童扶養手当支給」については、更なる制度周知と受給者資格の確認強化を図る必要があります。
- 「母子家庭医療費の助成」「母子家庭自立支援給付金事業の実施」「母子寡婦福祉資金の貸付」等については、制度の啓発・広報を行い事業の継続実施が必要です。

3) 障がい児施策の充実

- 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、「妊婦一般健康診査の実施」及び「乳児一般健康診査の実施」並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。
- 障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、「自立支援給付事業の実施」のほか、年齢や障がい等に応じた「療育支援体制の提供」が必要です。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ▼ 庁内関係各課所、関係機関及び団体と連携して本計画の推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、地域住民との連携と協働を図り、総合的な子ども・子育て支援施策の充実に取り組む。
- ▼ 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

2 進捗状況の管理

- ▼ 子ども・子育て会議において、毎年度計画の進捗状況について点検と評価を実施する。
- ▼ 点検と評価については、PDCAサイクル手法を活用する。

Plan	計画の策定
Do	計画の推進
Check	実施状況等の点検・評価
Action	事業の継続・拡充、計画の見直し

■資料編